

店子加盟店特約（店頭通販共通）

店子加盟店特約(店頭通販共通)

店子加盟店特約（以下「本特約」という）は、新たに加盟店になろうとする者（以下「新規加盟希望者」という）がJCB加盟店規約またはJCB通信販売加盟店規約（以下個別にまたは総称して「原規約」という）に基づき両社に加盟を申し込むにあたって、新規加盟希望者および加盟店、両社、新規加盟希望者および加盟店の代理人として両社と包括代理加盟店契約（以下「包括契約」という）およびこれに付随する合意（以下総称して「包括契約等」という）を締結した者（以下「包括代理加盟店」という）との間の契約関係に関して定める特約です。

1. 新規加盟希望者および加盟店が包括契約等ならびに原規約および本特約（以下「原規約等」という）を承認したうえで、両社に加盟を申し込み、両社がこれを承諾することによって、両社と加盟店との間で包括契約等および原規約等に基づく加盟店契約（以下「加盟店契約」という）が締結されます。新規加盟希望者および加盟店は、包括契約等および原規約等を遵守するものとします。
2. 新規加盟希望者および加盟店は、包括代理加盟店に対して、以下の事項についての包括的な代理権（以下「包括代理権」という）を付与するものとします。
 - (1) 両社との間で、包括契約等の締結ならびにこれらに基づく加盟店契約の締結およびこれに付随する一切の合意をすること。
 - (2) 包括契約等に定める加盟店契約に関連する一切の取引（以下「委託業務」という）を行うこと。
3. 加盟店は、前項に基づき、当社が加盟店に対して支払う立替払金の代理受領権限を包括代理加盟店に付与するものとし、当社が、包括代理加盟店の指定する金融機関口座に包括代理加盟店が包括代理権を有する他の加盟店（以下「他加盟店」という）に対する立替払金と一括して振り込むことを承諾するものとします。
4. 当社が包括契約等に基づき包括代理加盟店に立替払金を支払った場合、これをもって当社が加盟店に当該立替払金を支払ったものとみなすものとします。加盟店は、包括代理加盟店が前項記載の代理受領権限を有する限り、当社に対して、立替払金の請求等を一切行わないものとします。
5. 加盟店は第2項の包括代理権の付与を撤回する場合、直ちに当社に書面で通知するものとします。この通知が包括代理加盟店への立替払金支払日の30日前までに当社に到着せず、当社が包括代理加盟店に立替払金を支払った場合には、当該支払は当社の加盟店に対する当該立替払金の弁済とみなすものとします。
6. 加盟店は、当社が、包括代理加盟店に支払う立替払金から当社またはJCBの加盟店契約に基づく他加盟店に対する債権金額を包括契約等に基づき差し引くことがあることをあらかじめ承諾し、両社に異議申し立て等を一切行わないものとします。
7. 包括代理加盟店またはその業務代行者が委託業務に関連して、当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は包括代理加盟店およびその業務代行者と連帯して、当社、JCBおよびカード会社の損害を賠償するものとします。
8. 両社と包括代理加盟店との間の包括契約が終了した場合、または第2項の包括代理権が消滅した場合等には、両社と加盟店の間の加盟店契約は当然に終了し、加盟店契約が終了した場合には、本特約も終了するものとします。

(MSK02・00555・20180601)